

授業科目名	特別支援教育概論	教員名	松田 昭憲 (実務経験のある教員)	免許・資格との関係	小学校教諭	必修
					幼稚園教諭	必修
					保育士	
授業形態	講義	担当形態	単独		こども音楽療育士	選択
科目番号	SEN325	配当年次	3年後期	卒業要件	小幼コース	必修
単位数	2単位				幼保コース	必修
科目	教育の基礎的理解に関する科目（幼稚園及び小学校）					
施行規則に定める科目区分又は事項等	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解					
一般目標	(1) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の理解 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の障害の特性及び心身の発達を理解する。 さまざまな障害に対する基本的な理解と指導法の基礎を身につける。知的障害や肢体不自由、病者等の子どもの行動・心理特性を理解し、教育的支援と家族支援の在り方について理解を深める。 (2) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の教育課程及び支援の方法 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育課程や支援の方法を理解する。 (3) 障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援 障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難とその対応を理解する。					
到達目標	(1) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の理解 1) インクルーシブ教育システムを含めた特別支援教育に関する制度の理念や仕組みを理解している。 2) 発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の心身の発達、心理的特性及び学習の過程を理解している。 3) 視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱等を含む様々な障害のある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難について基礎的な知識を身に付けている。 (2) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の教育課程及び支援の方法 1) 発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する支援の方法について例示することができる。 2) 「通級による指導」及び「自立活動」の教育課程上の位置付けと内容を理解している。 3) 特別支援教育に関する教育課程の枠組みを踏まえ、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成する意義と方法を理解している。 4) 特別支援教育コーディネーター、関係機関・家庭と連携しながら支援体制を構築することの必要性を理解している。 (3) 障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援 1) 母国語や貧困の問題等により特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難や組織的な対応の必要性を理解している。					
授業の概要	特別支援教育とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授け、支援を図るものであることを理解する。そのための学校として、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すための特別支援学校が設置されていることや、特別支援学級を置いている学校もある現状を理解する。その基礎の上にたって、障害ごとの教育課程や日常生活における支援・協力の在り方等について考察する。授業形態は講義とする。なお、アクティブラーニングとして、授業内容の定着を図るための論述式小テストを2度実施する。					
SDGs との関連	本講義は、国連が目指す SDGs と関連した内容を含む。SDGs 目標のうち、「目標 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し福祉を促進する」、「目標 4 すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進す					

	る」を理解するために、本講義に掲げる到達目標を達成する必要がある。
ディプロマ・ポリシーとの関係	本講義は、教育学部のディプロマ・ポリシーに掲げる「5. 教育実践力を身につけている。」「6. 教科・教職に関する基礎的・応用的知識を身につけている。」を育成する科目として配置している。
授業計画	第1回：特殊教育から特別支援教育への転換の背景 平成19年度に導入された「特別支援教育」に至るまでの「特殊教育」についての歴史的概要を理解する。「特別支援教育」への転換が必要になった理由について、特殊教育の対象児童生徒数や学級数等のデータなどをもとについて理解する。(目標(1)-1)) 第2回：教育制度 障害児の教育措置 障害児の教育措置について、学校教育法等の法的根拠について理解する。障がい種別や障がいの程度およびそれぞれの教育措置の実際について理解する。(目標(1)-1)) 第3回：障害の理解Ⅰ 発達障害や軽度知的障害の教育 発達障害、軽度知的障害の具体的な障害特性について知る。そして、それぞれの状況に応じてどのような教育措置がとられているか、また学校の教育的環境整備の工夫や指導の手立てとしての教材・教具などについても理解する。(目標(1)-2)) 第4回：障害の理解Ⅱ 視覚障害・聴覚障害の教育 視覚障害、聴覚障害の具体的な障害特性について知る。そして、それぞれの状況に応じてどのような教育措置がとられているか、また学校の教育的環境整備の工夫や指導の手立てとしての教材・教具などについても理解する。(目標(1)-3)) 第5回：障害の理解Ⅲ 知的障害・肢体不自由・病弱の教育 知的障害・肢体不自由・病弱等の具体的な障害特性について知る。そして、それぞれの状況に応じてどのような教育措置がとられているか、また学校の教育的環境整備の工夫や指導の手立てとしての教材・教具などについても理解する。(目標(1)-3)) 第6回：障害のある幼児、児童及び生徒又は障害はないが特別の教育的ニーズを要する幼児、児童及び生徒の理解・心理 心理・行動特性 障害者の共通的な一般的な心理や行動の特性と共に、各障害についての心理・行動特性について理解する。特に、ASD、LD、ADHD等の発達障害の具体的な事例を知る。また障害はないが、特別の教育的ニーズについても理解する。(目標(1)-2), (3)-1)) 第7回：障害児の理解・心理 障害児の発達の捉え方 乳幼児の発達検査として使われている「遠城寺式発達検査」「新版K式発達検査」「田研・田中ビネー知能検査」、児童生徒用の「WISC知能検査」などの心理検査の特徴について理解し、障害児の客観的・科学的な測定を指導に生かすことを理解する。(目標(2)-1)) 第8回：病理と保護 疾病の成り立ちと予防 生活と疾病 幼児の主な疾病の原因や症状とそれを未然に防ぐ予防について理解する。特に、日常生活が原因で疾病となる「生活習慣病」について理解し、それを防ぐためには基本的な生活習慣が重要であることを理解する。(目標(2)-4)) 第9回：教育課程Ⅰ 早期から適切な教育的対応方策 障害児の早期教育の重要性を認識し、その対応策として「保健所、障害福祉課、県中央児童相談所、市総合発達支援センター」などの各機関やその取組や「定期検診」、特別支援教育コーディネーターの実施する「幼児相談」「就学相談」の実際について理解する。(目標(2)-4)) 第10回：教育課程Ⅱ 軽度の障害のある児童生徒への対応方策 発達障害や軽度知的障害のある児童生徒がどのような教育を受けているかについて小中学校に就学状況から把握し、通級などの実際の教育について教育課程や学級編制、指導の具体例などについて理解する。(目標(2)-2)) 第11回：教育課程Ⅲ 障害の重度・重複化、多様化への対応方策 障害の重度・重複化、多様化の実態について在籍する児童生徒数や学級数等の変遷から理解する。それに対応するための教育措置として学級編制の基準の変更や職員配置、訪問教育、教育課程の編成などについて理解する。(目標(2)-3)) 第12回：学習指導要領Ⅰ 特別支援学校：総則「小学部・中学部」

	特別支援学校の学習指導要領：総則「小学部・中学部」に定められているについて、小中学校の学習指導要領と比較して、特別支援教育としての共通事項と支援学校の独特の事項について理解する。（目標(2)-2),3)) 第13回：学習指導要領Ⅱ 特別支援学校：「高等部」 特別支援学校の学習指導要領：総則「高等部」に定められているについて、高等部の学習指導要領と比較して、特別支援教育としての共通事項と支援学校の独特の事項について理解する。（目標(2)-3)) 第14回：自立活動の内容Ⅰ 健康の保持 心理的な安定、人間関係の形成 自立活動の内容である「健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成」について、その具体的な指導事項や指導例などについて理解する。また、どのように指導するかについての演習を行う。（目標(2)-2)) 第15回：自立活動の内容Ⅱ 環境の把握、身体の動き、コミュニケーション 自立活動の内容である「環境の把握、身体の動き、コミュニケーション」について、その具体的な指導事項や指導例などについて理解する。また、どのように指導するかについての演習を行う。（目標(2)-2)) 期末試験
学生に対する評価	課題プリント 30%・期末試験 70%
時間外の学習について	（事前・事後学習として週4時間以上行うこと。） 毎回講義の最後に、次回の講義項目を伝えるので、必ず事前にテキストあるいはプリント等を調べ、不明な点を調べておくこと。
テキスト	特別支援教育 松浪健四郎 藤田主一 三好仁司監修 中山書店
参考書・参考資料等	『よくわかる！保育士エクササイズ9 障害児保育演習ブック』 松本峰雄監修 増南太志編著 教育情報出版 『実践事例を通して、具体的ななかかわりを学ぶ保育の特別支援』 教育情報出版
担当者からのメッセージ	講義内容について、シラバスの到達目標に記載されているように自分の言葉で他者に説明できるように努めること。
オフィスアワー	授業の前後の時間（メール等でアポイントを取ること。）
備考	担当教員は、特別支援学校の経験を活かし、特別支援教育概論の講義を行う